○香川県警察における装備品の管理に関する訓令

昭和 38 年９月 15 日
警察本部訓令第 13 号

改正　昭和 44 年４月１日本部訓令第４号、昭和 62 年４月１日本部訓令第５号、平成 14 年 11 月 29 日本部訓令第 30 号、平成 25 年３月 25 日本部訓令第８号、令和３年３月 30 日本部訓令第４号、令和６年３月１日本部訓令第４号、令和７年３月 26 日本部訓令第９号

香川県警察における装備品の管理に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における装備品の管理に関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、香川県警察における装備品（無線機等を除く。）の維持管理について別に定めるもののほか、必要な事項を定め、装備品の良好な機能の確保と有効な使用を図ることを目的とする。

（装備品の範囲）

第２条　この訓令において装備品とは、香川県警察において管理し、及び使用する物品で別表に定めるものをいう。

（管理責任者）

第３条　装備品の管理責任者は、警務部長とする。

２　管理責任者は、常に装備品の現況を把握し、適正な維持管理を図るとともに、効率的な運用の企画及び統制を行わなければならない。

（保管責任者）

第４条　装備品の保管責任者は、香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署の長とする。

２　保管責任者は、常に装備品について適切な保管方法を講じ、機能の確保に努めるとともに、これを有効に使用しなければならない。

（取扱責任者）

第５条　保管責任者は、その所属の警察職員の中から取扱責任者を指定するものとする。

２　取扱責任者は、装備品の性能を熟知し、常に整備しておかなければならない。

（装備品台帳の整理）

第６条　管理責任者は、香川県警察において管理する装備品に関し、装備品台帳（別記様式第１号）を備え、増減、異動等の都度整理し、常に保有状況を明らかにしておかなければならない。

２　保管責任者は、所属において管理する装備品に関し、装備品台帳を備え、増減、異動の都度整理し、常に保管状況を明らかにするとともに、その状況を装備品増減（異動）報告書（別記様式第２号）により速やかに管理責任者に報告しなければならない。

（貸与申請）

第７条　保管責任者は、現に保管していない装備品を必要とする事案若しくは事故が発生し、又は発生が予想される場合は、管理責任者に対し、装備品貸与申請書（別記様式第３号）により装備品の貸与を申請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で申請することができる。

（使用の統制）

第８条　管理責任者は、前条に規定する申請を受理したとき、又は緊急の事態が発生した場合で多数の装備品を必要とするときは、全ての装備品の使用の統制を行うことができる。

（点検）

第９条　保管責任者は、所属の装備品の保管、整備、機能及び取扱技術について、四半期ごとに点検を行うものとする。

２　管理責任者は、各所属における装備品の管理状況について、年１回以上点検を行うものとする。

（点検実施後の処置）

第 10 条　保管責任者は、点検を実施したときは、その状況を装備品台帳に簡明に記載するとともに、異常を発見したときは、速やかに適切な処置をしなければならない。

（装備品の保管及び手入れ）

第 11 条　装備品の保管及び手入れについては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　装備品の保管は、装備品の特性に応じた適切な場所で保管すること。

（２）　装備品の本体と附属物品は、同一場所に保管すること。ただし、管理上支障が生じる場合は、この限りでない。

（３）　装備品の品目及び数量を当該品目ごとに表示し、常に現品と照合して確実に保管すること。

（４）　随時装備品の手入れを行い、防錆、防虫、防腐等について、随時適切な処置をすること。

（事故報告）

第 12 条　装備品を亡失又は損傷したときは、保管責任者はその状況を装備品亡失（損傷）報告書（別記様式第４号）により速やかに管理責任者に報告しなければならない。

附　則

この訓令は、昭和 38 年９月 15 日から施行する。

附　則（昭和 44 年４月１日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和 44 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 62 年４月１日本部訓令第５号）

この訓令は、昭和 62 年４月１日から施行する。

附　則（平成 14 年 11 月 29 日本部訓令第 30 号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年３月 25 日本部訓令第８号）

この訓令は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月 30 日本部訓令第４号）

1　この訓令は、令和３年３月 30 日から施行する。

2　改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和６年３月１日本部訓令第４号）

この訓令は、令和６年３月１日から施行する。

附　則（令和７年３月 26 日本部訓令第９号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

（別表及び別記様式　省略）